

関係法令集

八尾市人権ふれあい部市民課

目 次

1. 地方自治法 p. 1
2. 八尾市町名地番改正審議会規則 . . p. 2
3. 八尾市町名地番整備基準 p. 8

1. 地方自治法（抜粋）

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

2. 八尾市町名地番改正審議会規則

昭和34年10月17日

規則第144号

改正	昭和35年12月28日規則第14号	昭和38年10月12日規則第16号
	昭和39年1月6日規則第1号	昭和39年8月8日規則第40号
	昭和43年10月15日規則第28号	昭和44年4月10日規則第9号
	昭和45年4月27日規則第13号	昭和46年1月21日規則第1号
	昭和47年12月27日規則第34号	昭和49年12月4日規則第47号
	昭和52年7月21日規則第36号	昭和55年3月31日規則第6号
	昭和55年4月12日規則第14号	昭和57年7月2日規則第36号
	昭和60年4月23日規則第18号	昭和61年4月1日規則第7号
	平成5年3月31日規則第9号	平成11年1月7日規則第1号
	平成12年3月31日規則第6号	平成14年3月29日規則第16号
	平成19年9月28日規則第67号	平成20年3月31日規則第39号
	平成22年5月13日規則第27号	平成25年3月30日規則第4号
	平成30年4月18日規則第115号	令和2年8月27日規則第68号
	令和3年3月31日規則第29号	令和3年3月31日規則第30号

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和34年八尾市条例第195号）第2条の規定に基づき、八尾市町名地番改正審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項に関して規定することを目的とする。

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 町名、町区画及び地番を更正する総合審議に関する事項
- (2) 住居表示に関する事項
- (3) その他町名地番の改正及び住居表示に伴う必要な事項

第3条 審議会は、会長及び委員若干人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者又はその者（第9号に掲げる者を除く。）から推薦された者に市長が委嘱する。

- (1) 大阪法務局東大阪支局長
- (2) 八尾警察署長
- (3) 日本郵便株式会社八尾郵便局長
- (4) 八尾市自治振興委員会会長
- (5) 八尾市教育長

- (6) 八尾市農業委員会会長
- (7) 八尾市選挙管理委員会委員長
- (8) 八尾商工会議所会頭
- (9) 学識経験者

3 会長及び副会長は、委員が互選する。

第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

第5条 会長は、審議会の事務を総理する。

2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第7条 会長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもつて会議に代えることができる。

第8条 審議会は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、非公開とする。

(1) 審議会において、八尾市情報公開条例（平成7年八尾市条例第9号）第6条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議を行う場合

(2) 審議会の公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

2 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、会長の許可を受けなければならない。

3 傍聴者の定員は、審議会ごとに、会長が定める。

第9条 審議会の庶務は、人権ふれあい部市民課において行う。

第10条 会長は、必要があるときは、審議会の議事に関係のある市の職員及び地区を代表する者を会議に出席させて発言させることができる。

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和35年12月28日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和35年2月6日から適用する。

附 則（昭和38年10月12日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行し、公印規則の改正規定を除く部分は、昭和38年7月30日から適用する。

附 則（昭和39年1月6日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年8月8日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和39年8月1日から適用する。ただし、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正規定は、昭和39年4月1日から適用する。

附 則（昭和43年10月15日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和43年9月1日から適用する。

附 則（昭和44年4月10日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年4月5日から適用する。

附 則（昭和45年4月27日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年4月7日から適用する。

附 則（昭和46年1月21日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年12月1日から適用する。

附 則（昭和47年12月27日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年12月1日から適用する。

附 則（昭和49年12月4日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年9月1日から適用する。

附 則（昭和52年7月21日規則第36号抄）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和52年6月1日から適用する。

附 則（昭和55年3月31日規則第6号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年4月12日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年7月2日規則第36号）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の八尾市町名地番改正審議会規則、八尾市高安山開発審議会規則、八尾市総合基本計画審議会規則、八尾市都市計画審議会規則、八尾市特別職報酬等審議会規則、八尾市小売市場調整審議会規則、八尾市商業問題対策審議会規則、八尾市児童福祉審議会規則、八尾市環境保全審議会規則、八尾市心身障害者対策協議会規則、八尾市同和対策協議会規則、八尾市民生委員推薦会規則、八尾市障害児保育協議会規則、八尾市個人的秘密保護審議会規則、八尾市立解放会館条例施行規則、八尾市防災会議条例施行規則

及び八尾市公害防止条例施行規則の規定は、昭和57年5月1日から適用する。

- 2 この規則による改正前の八尾市町名地番改正審議会規則、八尾市商業問題対策審議会規則、八尾市児童福祉審議会規則、八尾市心身障害者対策協議会規則、八尾市障害児保育協議会規則、八尾市個人的秘密保護審議会規則及び八尾市公害防止条例施行規則の規定に基づいて昭和57年5月1日以後の分として支給された報酬は、この規則により改正後の八尾市町名地番改正審議会規則、八尾市商業問題対策審議会規則、八尾市児童福祉審議会規則、八尾市心身障害者対策協議会規則、八尾市障害児保育協議会規則、八尾市個人的秘密保護審議会規則及び八尾市公害防止条例施行規則の規定に基づく報酬の内払とみなす。

附 則（昭和60年4月23日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日規則第7号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年3月31日規則第9号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成11年1月7日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第6号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第16号）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の八尾市町名地番改正審議会規則の規定により委員として委嘱されている者は、この規則の施行の日に、この規則による改正後の八尾市町名地番改正審議会規則の規定により委員として委嘱されたものとみなす。

附 則（平成19年9月28日規則第67号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第39号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月13日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月30日規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第5条中八尾市町名地番改正審議会規則第7条第1項第1号の改正規定及び第10条中八尾市介護保険運営協議会規則第7条第1項第1号の改正規定は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成30年4月18日規則第115号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年8月27日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の次に掲げる規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(1)～(19) (略)

(20) 八尾市町名地番改正審議会規則

(21)～(51) (略)

附 則（令和3年3月31日規則第29号抄）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（発令）

60 この規則の施行の際、現に担当にある職員は、特に辞令を用いて発令された者を除き、辞令を用いずに、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）をもって当該課係長として発令されたものとみなす。

61 この規則の施行の際、現に主査にある職員は、特に辞令を用いて発令された者を除き、辞令を用いずに、施行日をもって当該課主査として発令されたものとみなす。

62 この規則の施行の際、現に次の表の左欄に掲げる部課に属する職員は、特に辞令を用いて発令された者を除き、辞令を用いずに、施行日をもってそれぞれ対応する同表右欄に掲げる部課に属すべき職員として発令されたものとみなす。

旧所属		新所属	
人権文化ふれあい部	人権政策課	人権ふれあい部	人権政策課
〃	桂人権コミュニティセンター	〃	桂人権コミュニティセンター
〃	安中人権コミュニティセンター	〃	安中人権コミュニティセンター
〃	コミュニティ政策推進課	〃	コミュニティ政策推進課

〃	龍華出張所	〃	龍華出張所
〃	久宝寺出張所	〃	久宝寺出張所
〃	西郡出張所	〃	西郡出張所
〃	大正出張所	〃	大正出張所
〃	山本出張所	〃	山本出張所
〃	竹渕出張所	〃	竹渕出張所
〃	南高安出張所	〃	南高安出張所
〃	高安出張所	〃	高安出張所
〃	曙川出張所	〃	曙川出張所
〃	志紀出張所	〃	志紀出張所
〃	市民課	〃	市民課
地域福祉部	地域福祉政策課	健康福祉部	地域共生推進課
〃	福祉指導監査課	〃	福祉指導監査課
〃	生活福祉課	〃	生活福祉課
〃	高齢介護課	〃	高齢介護課
〃	障害福祉課	〃	障害福祉課
健康まちづくり部	健康保険課	〃	健康保険課
〃	保健企画課	〃	保健企画課
〃	保健衛生課	〃	保健衛生課
〃	保健予防課	〃	保健予防課
〃	健康推進課	〃	健康推進課
こども未来部	こども政策課	こども若者部	こども若者政策課
〃	子育て支援課	〃	こども総合支援課
〃	こども施設課	〃	こども施設運営課
経済環境部	産業政策課	魅力創造部	産業政策課
〃	労働支援課	〃	労働支援課
〃	環境保全課	環境部	環境保全課
〃	資源循環課	〃	循環型社会推進課
〃	環境事業課	〃	環境事業課
〃	環境施設課	〃	環境施設課
都市整備部	下水道経営企画課	下水道部	下水道経営企画課
〃	下水道管理課	〃	下水道管理課
〃	下水道整備課	〃	下水道整備課

附 則（令和3年3月31日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

3. 八尾市町名地番整備基準

1. 目的

錯綜する大字区域及び地番を是正し、これらによる諸種の障害の解消と近代都市にふさわしい町区画を形成し、住民の福祉の増進、行政運営の円滑化をはかるものである。

2. 町名の定め方

町名を新たに定める場合は、従来の名称に準拠するとともに、その地域の歴史上由緒あるもの、または親しみ深く語調のよいものを選択すること。

3. 町割基準

(1) 町割りの方式

その地域の特性に応じ、街かく式、または結合式とする。

(2) 町の境界

道路、河川、水路、鉄道または軌道の線路その他恒久的な施設をもって境界とする。なお、境界線は原則として、南北線は西側、東西線は南側の側線とする。

(3) 町の形状

町の形状は、簡明な境界線をもって区画された一団を形成するよう留意する。

(4) 町の規模

町の規模は、その区域の特性、形態及び用途地域並びにその地域の人口、家屋の密度等を勘案して適当な町数とし、地積は原則としてその地域により次の基準に従いなるべく均等に配分する。

住宅地域	約40,000坪
商業地域	約30,000坪
工業地域	上記以上適宜

4. 丁・目割基準

(1) 丁目の基準

丁目をつける場合は、丁目の数を4～5丁目を基準として9丁目をなるべく超えないものとする。また1丁目の地積はおおむね9,000坪とする。

(2) 丁目の起点

市役所を起点として放射線状により起算する。

5. 地番の付け方

各丁目を一地番区域とし、その地域の東北ずみより順序よく配列する。